

青森県へき地の医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和3年3月2日付け厚生労働省医政局長等通知「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」第1-5-(二)に規定する事前研修(以下「事前研修」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

へき地 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条第2項の市町村を定める省令(平成18年厚生労働省令第70号)で定める市町村をいう。

(実施主体)

第3条 事前研修は、派遣元事業主及び派遣先病院等と十分な調整を行った上で、青森県健康医療福祉部医療薬務課が中心となつて行うものとする。

(研修内容)

第4条 事前研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、事前研修の資料等は、県が提供する資料を参考に、派遣元事業主及び派遣先病院等が調整の上、作成する。

- (1) 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係機関との連携体制のあり方について
- (2) へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等について
- (3) 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境(気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等)について
- (4) その他、派遣先病院等が必要とする事項について

(実施方法)

第5条 派遣元事業主は派遣先病院等と調整の上、県に対して、実施計画書(別紙様式1)及び事前研修資料を提出する。

- 2 県は、前項の実施計画書及び事前研修資料の記載内容の確認を行う。
- 3 派遣元事業主は、派遣される看護師等に事前研修を実施する。
- 4 事前研修実施後、派遣元事業主は県に対して、実施修了報告書(別紙様式2)を提出する。
- 5 県は、修了状況の確認後、派遣元事業主に対して、修了確認書(別紙様式3)及び修了証明書(別紙様式4)を交付する。

附 則

この要領は、令和7年10月9日から施行する。